

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秋田県は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

秋田県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年12月6日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

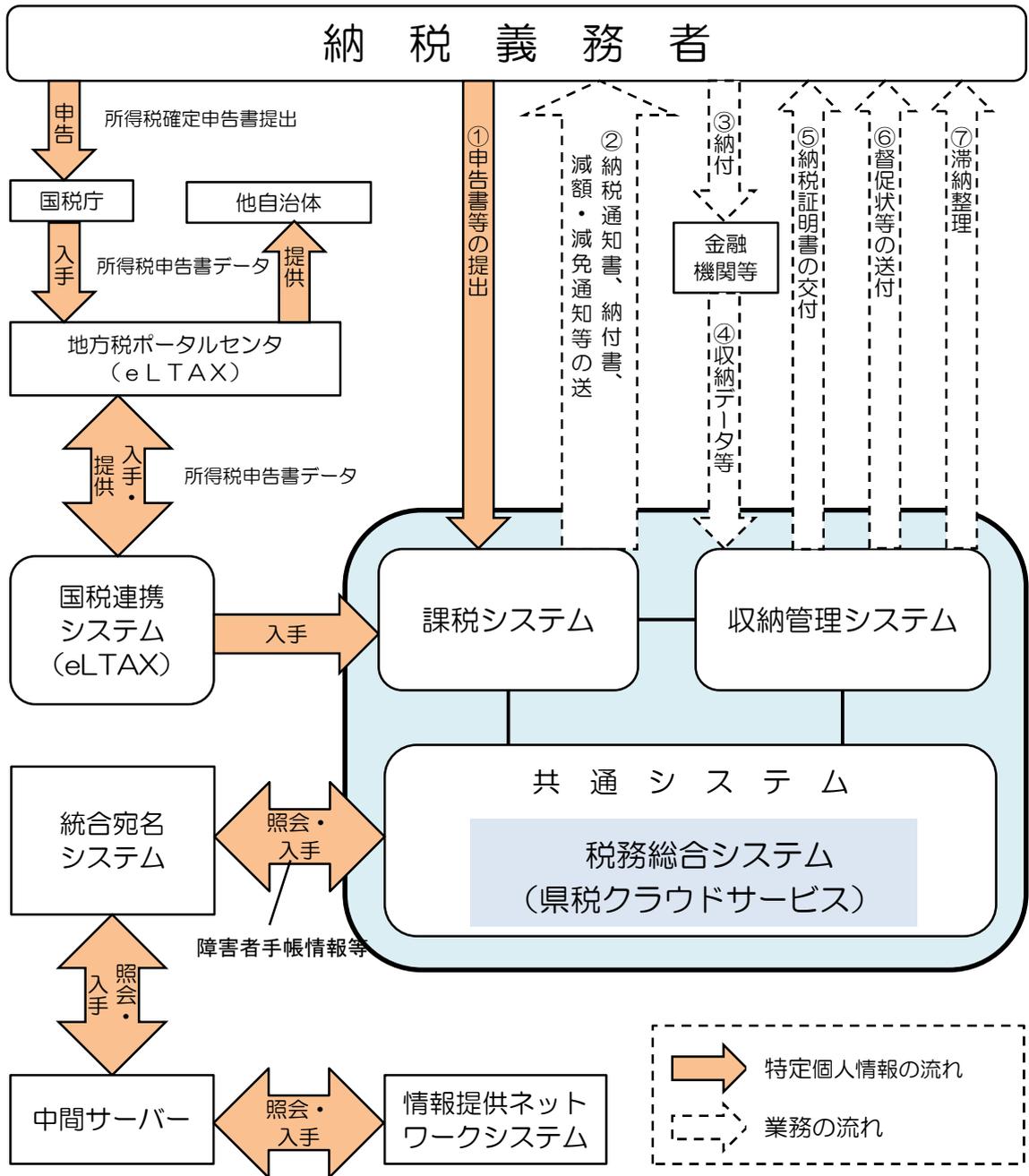
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収又は地方税のうち県税に関する調査(犯則事件の調査含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>1. 納税者からの申告や届出等による課税管理業務                  2. 収納、還付、充当等を行う収納管理業務                  3. 滞納者情報による督促状等送付や滞納整理を行う滞納管理業務                  ※詳細は「(別添1)事務の内容」参照</p>
③対象人数	<p>[ 30万人以上 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;                  1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満                  3) 1万人以上10万人未満          4) 10万人以上30万人未満                  5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合システム(県税クラウドサービス)
②システムの機能	<p>地方税その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理を行う。</p> <p>1. 共通システム : 納税義務者の登録や税率・コード等の管理業務を行う。                  2. 課税管理システム: 申告や届出等をもとに課税、減免等の課税業務を行う。                  3. 収納管理システム: 収納、還付、充当等の収納管理業務や督促状等送付や滞納整理業務を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国税連携システム(eLTAX) )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 団体内統合利用番号付番機能                  団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能                  団体内統合利用番号連携サーバーにおいて、宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する機能。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能                  中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                  [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>

システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 (	)
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 (	)								



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	県税の賦課徴収事務のため
②実現が期待されるメリット	・個人の特定、個人の名寄せ突合の正確性の向上による、事務の効率化。 ・減免事務に必要な資格情報の確認作業の効率化。
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 第24の項及び第133の項
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 第49の項
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	秋田県総務部税務課
②所属長の役職名	課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

■一般的な事務の流れ

- ①納税義務者から提出される申告書等を受け付け、確認する。
- ②賦課決定した内容について、納税義務者に納税通知書・納付書を送付する。
- ③納税義務者が金融機関等に納付する。
- ④金融機関からの領収済通知(収納データ)で消込を行う。
- ⑤納税義務者からの申請に基づき納税証明書を交付する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な課税徴収業務を行うため、必要な範囲の特定個人情報を保有する。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するため 2. 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):賦課決定に際し課税要件の確認、納税通知書等の送付先の確認、本人への連絡等のため 3. 国税関係情報:課税対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため 4. 地方税関係情報:地方税の課税事務を行うため 5. 障害者福祉関係情報:障害者に対する県税の減免決定を行うため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	秋田県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（障害福祉課、福祉相談センター） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他の都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、専用回線）	
③入手の時期・頻度	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者から申告書等の提出を受けた都度</li> <li>・納税者の特定が必要な都度</li> </ul> <p>&lt;国税庁、他の都道府県からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じて受領している。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</li> </ul>	
④入手に係る妥当性	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課税事務を適正に行うため、地方税法等に基づく申請・申告・届出については、申告書等から必要な情報を入手する。</li> <li>・必要に応じ、記載情報の真正性の確認を行うため、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて納税者の特定等の確認を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税庁、他の都道府県からの（国税連携システム（eLTAX）による）入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システム（eLTAX）を経由して、電子データにより情報を入手する。</li> </ul>	
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律及び秋田県税条例等に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより、個人番号を入手することが明示される。ただし、地方税法等で定められた情報については、その限りではない。	
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正な賦課徴収事務の効率化のため	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	秋田県総務部税務課、総合県税事務所及び総合県税事務所各支所
	使用者数	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 1) 10人未満 <input type="checkbox"/> 2) 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 3) 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 4) 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 5) 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 課税管理事務 ・申告や届出等による情報や国税連携システム（eLTAX）を通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。 2. 収納管理事務 ・収納、還付、充当等の収納事務に使用する。 3. 滞納管理事務 ・督促状等送付や滞納情報の整理業務に使用する。
	情報の突合 ※	・県税の軽減を行うため、本人から提出された軽減に係る申告書等の内容と、市町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報との突合を行う。 ・県税の減額決定等を行うため、本人から提出された減額に係る申告書等の内容と、庁内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。
	情報の統計分析 ※	県税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別できるような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	県税の賦課決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件
委託事項1	税務総合システム(県税クラウドサービス)運用維持管理業務
①委託内容	税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用管理、オペレーション作業、システム監視、障害対応、操作支援等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	県税に係る納税者及び課税調査対象者
その妥当性	委託先は、税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN)回線 )
⑤委託先名の確認方法	秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名	株式会社 NTTデータ
再委託	⑦再委託の有無 ※ [ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託承認願いの提出を受け、税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用のため必要と認めた場合は承認する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。
⑨再委託事項	オペレーション作業、システム監視、障害対応、操作支援等





<b>委託事項4</b>		国税連携システム(eLTAX)に係るサービス提供業務
①委託内容		国税連携システム(eLTAX)に係るLGWAN-ASP方式によるサービスの提供
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	県税の納税者の一部(個人事業税に係る納税者及び課税調査対象者)
	その妥当性	国税連携システム(eLTAX)の安定的な維持運用を図るため、地方税共同機構が認定した事業者にサービス提供業務を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN)回線)
⑤委託先名の確認方法		秋田県情報公開条例の規定に基づく請求を行うことで確認できる。
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ・アイ
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託承認願いの提出を受け、国税連携システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。
	⑨再委託事項	eLTAXサービスのサポート業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている (            2 ) 件    [    ] 移転を行っている (            ) 件 [    ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	秋田県で賦課しない者に係る所得税申告書等および申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[            1万人未満            ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	秋田県で賦課しない所得税申告者等
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム            [    ] 専用線 [    ] 電子メール                                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                            [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国税連携システム(LGWAN回線)                                    )
⑦時期・頻度	他の都道府県知事が賦課する者であったことが判明した場合に随時。
提供先2	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[            1万人未満            ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[    ] 情報提供ネットワークシステム            [    ] 専用線 [    ] 電子メール                                    [    ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [    ] フラッシュメモリ                            [    ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( eLTAX(電子申告システム)(LGWAN回線)                                    )
⑦時期・頻度	寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt; 税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。</li> <li>・県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。</li> <li>・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。</li> <li>・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。</li> <li>・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携(eLTAX)システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され、認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。</li> <li>・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。</li> <li>・全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。</li> <li>・バックアップデータは、当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。</li> <li>・磁気テープ媒体は、データセンター内の金庫に保管している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt; 選択肢 &gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>&lt; 税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置 &gt;</p> <p>地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要があるため。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;</p> <p>国税連携システム(eLTAX)についても、地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。</p> <p>データ保管期間は、認定委託事業者との取り決めにより、7年間としている。</p>												
③消去方法		<p>&lt; 税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データについては、システムにて消去する。</li> <li>・申告書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul>												
7. 備考														
—														

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

### ○あて名ファイル

共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

### ○収納ファイル

調定情報、法人県調定内訳情報、法人事調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調定インタフェース情報

### ○滞納ファイル

滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

### ○業務共通ファイル

履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

### ○軽油引取税ファイル

流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

### ○県たばこ税ファイル

道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

### ○不動産取得税ファイル

賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリスト情報情報、再評価予定情報

### ○ゴルフ場利用税ファイル

未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

### ○法人二税ファイル

ランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

### ○自動車二税ファイル

自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

### ○個人事業税ファイル

国税申告情報、賦課予定情報、賦課情報、個人事業繰越欠損金明細情報、事業者付随情報、照会用国税申告情報

### ○鉱区税ファイル

鉱業権情報、賦課情報、賦課内訳情報、一括納付管理情報、鉱区調定決議情報、鉱区賦課決議情報

### ○狩猟税ファイル

狩猟税課税情報

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

○利子割ファイル

特徴者情報, 利子割課税情報, エラー申告情報, 市町村別交付基準管理情報, 利子割市町村交付金算定情報, 利子割市町村別交付額管理情報, 特徴者履歴情報

○配当割ファイル

特徴者情報, 配当割課税情報, エラー申告情報, 配当割市町村交付金算定情報, 配当割市町村別交付額管理情報

○株式等譲渡所得割ファイル

特徴者情報, 譲渡割課税情報, エラー申告情報, 譲渡割市町村交付金算定情報, 譲渡割市町村別交付額管理情報

○産業廃棄物税ファイル

処分場, 課税, 課税内訳

○免税証ファイル

免税証明細情報, 機器設備情報, 算定交付数量情報, 使用者証管理情報, 使用者明細情報, 消費状況情報, 他府県発行分免税証情報, 販売業者情報, 免税証管理情報

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑩を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務総合システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・地方税法に基づいて提出される申告書等については、納税者本人が記載して提出するものであり、当該納税者の情報しか入手することができない。また、入手する際には、本人以外の情報を誤って記載することがないように申告書様式に従い、個人番号、氏名、住所等の本人情報のチェックを行う。 (eLTAXによる入手分) ○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入力する際には、国税庁が本県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。</p>
必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	<p>・納税者が申告書等を提出する場合、必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式とし、不必要な情報の入手を防止する。 ・他機関から情報を入力する場合は、地方税法及び番号法で定める場合以外の入手は行われぬ。 (eLTAXからの入手分) 国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が本県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等に定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入力できないようシステムで制御している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・納税者が地方税法等の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際は、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することになる。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手先である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(令和2年5月25日法改正以降有効なものに限る。以下同じ。)と運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 ・代理人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認のほか、代理人が税理士である場合は、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税理士名簿等の書類に記載されている事項等の確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードおよび運転免許証又は旅券等の書類で確認する方法により行う。</li> <li>・代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認する方法により行う。</li> <li>・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法等に基づいて当県に提出する申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>・納税者の申告内容を帳簿等で確認し、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行う。</li> <li>・他機関から提供されるものの正確性の確保については、特定個人情報の入手元である地方公共団体情報システム機構、市町村に委ねられる。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。</li> <li>・收受した書類については、施錠管理できる書庫に厳重に保管する。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉鎖網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	



リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>プログラムの操作履歴を記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っていく。</li> <li>・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</li> </ul> <p>また、業務外で使わないよう仕様書に定め、各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させているほか、操作履歴により定期的なチェックを行う</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報データベースについては、直接アクセスすることができないよう制限している。</li> <li>・使用PC端末については、庁内の専用ネットワークに接続しているほか、USBメモリ等については、使用不可の設定を行い、外部への接続を遮断している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先については、調達仕様書において個人情報保護体制に関する条件として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会認定の「プライバシーマーク」を取得している者とする。</li> <li>・委託契約書においては、「個人情報の保護」に関する条項及び「個人情報取扱特記事項」を定め、委託先に対し個人情報の適正な取扱いの措置を講じている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者に委託している。</li> </ul> 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。</li> <li>・システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。</li> <li>・資料の運搬・保管等については施錠管理とし、業務従事者以外の閲覧等ができないように講じている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ID及びパスワードによりユーザ認証を行い、委託業者のアクセス記録のログを7年間保管し、必要に応じて当該ログを確認することができる。</li> <li>・システム更新があった場合には、ログの保管期間内において旧システムのログを新システムで確認できるようにする。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、委託先は秋田県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供を禁止している。また、委託先の秋田県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為も禁止している。</li> <li>・また、委託先における特定個人情報の取扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できることとしている。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用保守に係る委託契約に関する仕様書においては、委託業務の履行場所を県庁舎内の税務課分室及び各地方総合庁舎内の総合県税事務所に限定し、外部への持ち出しを禁止している。</li> <li>・データエントリーにおいて、委託先に特定個人情報等を引き渡す必要がある場合は、作業依頼書等にデータ件数等を記入し引き渡すとともに、委託先から書面によりデータ預かり証を提出させている。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                                      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、委託先は業務を実施するために委託元から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した特定個人情報記録されていた資料等は、業務完了後に直ちに返還し、又は引き渡すものとしている。</li> <li>・データエントリーにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。</li> <li>・記録媒体は秋田県が提供する機材を使用し、運搬・保管には施錠等の措置を行わせている。</li> </ul>	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の秘密の保持</li> <li>・特定個人情報の収集の制限</li> <li>・特定個人情報の適正管理</li> <li>・特定個人情報の目的外利用及び提供の禁止</li> <li>・特定個人情報の複写又は複製の禁止</li> <li>・承認の無い再委託の禁止</li> <li>・特定個人情報の資料等の返還等</li> <li>・従事者への周知</li> <li>・実地調査</li> <li>・事故発生時における報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約書において、再委託は禁止しているが、秋田県の承認を得た場合のみ再委託を認めている。その場合、再委託先にも委託先と同等の特定個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させている。</li> <li>・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。</li> <li>・再委託先における特定個人情報の取扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できることとしている。</li> </ul>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・また、国税連携システム(eLTAX)において、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。</li> <li>・操作ログによるチェックができるようにし、定期的に情報システム管理者および情報システム担当者によるチェックを行う。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと統合宛名システム、既存業務システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;県税クラウドサービスにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入退室管理をしている。</li> <li>・委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持込みがないことを確認している。</li> <li>・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバを格納しているラックも耐震措置を施している。</li> <li>・サーバ及び周辺機器には予備電源を設置している。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重要機械室は、入退室管理システム(24時間稼働のカメラ)で侵入を検知している。</li> <li>・警備会社と契約しており、巡回警備がされている。</li> <li>・中央監視室でオペレーターが24時間常駐し、無人になることがない。</li> <li>・サーバはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。</li> <li>・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	

<p>⑥技術的対策</p> <p>具体的な対策の内容</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p> <p>&lt;県税クラウドサービスにおける措置&gt;  ・業務端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行っている。  ・業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。  ・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(マイナンバーネットワーク)を利用している。  ・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;  ・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。  ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。  ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。  ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
<p>⑦バックアップ</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑧事故発生時手順の策定・周知</p>	<p>[ 十分に行っている ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている  3) 十分に行っていない</p>
<p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか</p>	<p>[ 発生なし ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;  1) 発生あり 2) 発生なし</p>

	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
	リスクに対する措置の内容	・地方税法の規定により、秋田県に提出される申告書等は、修正申告書等が提出されたとしても、当初の確定申告書等は、保存期間まで、常に原本として保存しておく必要があるため、特定個人情報については古い情報のまま保管されることがある。 ・なお、賦課徴収のため、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して最新の特定個人情報に更新する場合があります。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	手順の内容	・保管期間を経過した特定個人情報については、電子情報の場合は、復元及び判読ができないよう消去する。また、申告書等の紙媒体の場合は、外部業者による溶解処理をするとともに、その記録を残している。
	その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <p>&lt;税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用における措置&gt; ・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <p>&lt;税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。 また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>&lt;秋田県における措置&gt; ①新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。 ②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・不服審査チーム 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-4091
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: )
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	県税クラウドサービスデータベースファイル
公表場所	県ホームページで公表
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	秋田県総務部税務課 税務電算チーム 所在地 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号 電話番号 018-860-1130
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を作成し、内容及び対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月6日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメントによる。
②実施日・期間	令和6年9月27日から令和6年10月28日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年11月29日
②方法	秋田県個人情報保護審査会へ諮問
③結果	評価の内容は妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月18日	I 7②所属長	税務課長 高橋 孝弘	税務課長 高橋 邦武	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成30年1月25日	I 7②所属長	税務課長 高橋 邦武	税務課長 伊東 弘毅	事後	軽微な変更(担当部署の所属長の変更)
平成30年1月25日	II 6①保管場所	<税務総合システムにおける措置> ・略	<税務総合システムにおける措置> ・略	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更当たらず
平成30年1月25日	III 3ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務総合システム(特定個人情報を取扱う場合)には、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 ・税務総合システムにはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	・税務総合システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 ・税務総合システムにはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。 ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更当たらず
平成30年1月25日	III 4特定個人情報ファイルの閲覧・更新者の制限 具体的な管理方法	・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・システムの使用にあたっては、業務員ごとIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。	・委託先の業務従事者名簿を書面にて提出させ、特定個人情報ファイルを扱う業務従事者を特定している。また、委託先(再委託先を含む)各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更当たらず
平成31年3月27日	II 4委託事項3 ⑥委託先名	株式会社フィディア情報システムズ	アポロ情報システムズ株式会社	事後	委託先業者の変更による修正
平成31年3月27日	I 2システム5 ②システムの機能	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 等の機能がある。	・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システムに送付される。 ・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 等の機能がある。	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	I 7②所属長	税務課長 伊東 弘毅	課長	事前	項目変更による修正
平成31年3月27日	(別添1)事務内容	他都道府県	他自治体	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	II 5提供先2	—	他自治体の長(都道府県及び市区町村)	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク1 具体的な方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。</li> <li>・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</li> <li>・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。</li> <li>・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</li> <li>・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> <li>・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。</li> </ul>	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク1 ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく特定個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、提供を受ける者が同様の体制を整備していることを確認する。</li> <li>・国税連携システムで情報連携を行う場合、電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。</li> </ul>	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> <li>・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
平成31年3月27日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> </ul>	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事前	「寄付金税額控除に係る申告特例通知」電子化による修正
令和2年1月14日	I 1②事務の内容 ※ (別添1)事務の内容	eLTAX(地方税ポータルセンター) 国税連携システム	地方税ポータルセンタ(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	I 2システム5 ①システムの名称	国税連携システム	国税連携システム(eLTAX)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	I 2システム5 ②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムは、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧一般社団法人地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システムに送付される。</li> <li>・国税連携システムには、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 等の機能がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構(旧一般社団法人地方税電子化協議会)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税連携システム(eLTAX)に送付される。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)には、 ①国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。 ②地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する。 ③地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄付金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する。 等の機能がある。</li> </ul>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3③入手方法(その他)	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルセンタ(eLTAX)→LGWAN→国税連携システム)	[O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、専用回線)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	II 3③入手の時期・頻度	<p>&lt;国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手&gt;</p> <p>・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。</p>	<p>&lt;国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手&gt;</p> <p>・国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領している。</p> <p>・所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、上記の提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領している。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3④入手に係る妥当性	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;</p> <p>・略</p> <p>&lt;国税庁、他の都道府県からの(国税連携システムによる)入手&gt;</p> <p>・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システムを経由して、電子データにより情報を入手する。</p>	<p>&lt;本人又は本人の代理人からの入手&gt;</p> <p>・略</p> <p>&lt;国税庁、他の都道府県からの(国税連携システム(eLTAX)による)入手&gt;</p> <p>・個人事業税の課税を行うため、国税庁から国税連携システム(eLTAX)を経由して、電子データにより情報を入手する。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 3⑧使用方法	<p>1. 課税管理事務</p> <p>・申告や届出等による情報や国税連携システムを通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。</p> <p>2. 収納管理事務</p> <p>・略</p> <p>3. 滞納管理事務</p> <p>・略</p>	<p>1. 課税管理事務</p> <p>・申告や届出等による情報や国税連携システム(eLTAX)を通じて入手した所得税申告書等データから課税事務に使用する。</p> <p>2. 収納管理事務</p> <p>・略</p> <p>3. 滞納管理事務</p> <p>・略</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 4委託の有無	4件	5件	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用
令和2年1月14日	II 4委託事項5	—	国税連携システム(eLTAX)に係るサービス提供業務	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 (国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴うもの)
令和2年1月14日	II 6①保管場所	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>略</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・庁内の入退室管理が行われているサーバ室に設置したサーバ内に保管する。</p> <p>・サーバ室内への入退室には、指紋認証により入退室する者の管理を行う。また、24時間監視カメラにより、入退室した者の行動等を記録する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>略</p>	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>・データセンター内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。</p> <p>・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</p> <p>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>・停電によるデータの消失を防ぐため、サーバに無停電電源装置を付設している。</p> <p>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>略</p>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。 (国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴うもの)
令和2年1月14日	II 6②保管期間その妥当性	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>略</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>国税連携システムについては、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。</p>	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>国税連携システム(eLTAX)については、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	II 6③消去方法	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>・略</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>略</p>	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <p>・略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>・国税連携データについては、操作手引き書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により消去する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>略</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	III 2リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>・略</p> <p>・国税連携システムでは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか接続されておらず、国税庁から送信される情報しか入手することができない。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。</p>	<p>・略</p> <p>(eLTAXからの入手分)</p> <p>○国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入力する際には、国税庁が本県を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。他都道府県に課税権があると判明した場合には、速やかに他都道府県に回送する。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・略 ・略 ・国税連携システムからの情報は、あらかじめ定められた項目のみ情報を受領するので、必要な情報以外を入手することはできない。	・略 ・略 (eLTAXからの入手分) 国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が本県を送信先と設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等に定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク2 リスクに対する措置の内容	・略	・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手先である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・略 ・略	・略 ・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	・略 ・略 ・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、当県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の個人番号の真正性の確認は、上記の本人から個人番号の提供を求める場合と同様である)	・略 ・略 ・他機関から提供された場合 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・略 ・略 ・略	・略 ・略 ・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ2リスク4 リスクに対する措置の内容	・略 ・国税連携システムから入手する場合は、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは専用線、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からはLGWANを介し、ユーザID、パスワード認証を実施し情報を入手する。	・略 (eLTAXからの入手分) ○国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉鎖網であるLGWANを利用するとともに、暗号化を行っている。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ4 情報保護管理体制の確認	・略 ・略	・略 ・略 ・国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務は、地方税共同機構が「認定委託先事業者の認定等に関する要綱」に基づき認定した事業者へ委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査報告を受けている。	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、番号法第19条第8号に基づき、特定個人情報(所得税申告書等データ)の提供を行う。</li> <li>・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。</li> <li>・なお、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで制御している。</li> <li>・国税連携システムを利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システムに記録される。</li> </ul>	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム(eLTAX)に記録される。</li> </ul>	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムを利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> <li>・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク2 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムにおいて他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・国税連携システムでは、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として送信先地方団体以外を設定することはできない仕様になっている。</li> <li>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</li> </ul>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅲ5リスク3 リスクに対する措置の内容	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>・また、国税連携システムにおいて、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> </ul>	<p>○他自治体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。</li> <li>・また、国税連携システム(eLTAX)において、国税庁及び他都道府県との間の連携については、本県と国税庁及び他都道府県とは、LGWAN及び専用線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようにシステムで担保している。</li> </ul>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	Ⅳ1①自己点検 具体的なチェック方法	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・略</li> </ul>	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略</li> <li>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>・略</li> <li>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</li> <li>・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</li> </ul>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月14日	IV1②監査 具体的な内容	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報システム管理者が定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	IV2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;秋田県における措置&gt; ①新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。</p> <p>②受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;秋田県における措置&gt; 新規採用職員研修において、個人情報保護及び情報セキュリティに関する教育を行っている。また、税務新任者研修においても同様の教育を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</p> <p>・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	IV1①自己点検 具体的なチェック方法	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・略</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・略</p>	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・略</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年1月14日	IV1②監査 具体的な内容	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・「秋田県電子情報セキュリティ対策基準」に基づき、情報システム管理者が定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・略</p>	<p>&lt;税務総合システムの運用における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・秋田県情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>・国税連携システム(eLTAX)については、運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p> <p>また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。</p>	事後	国税連携システム(eLTAX)の単独設置型から委託利用型への変更に伴う軽微な修正
令和2年1月14日	IV2従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	<p>&lt;秋田県における措置&gt; 略</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 略</p>	<p>&lt;秋田県における措置&gt; 略</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 略</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; 担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	II4委託事項3	自動車二税及び軽油引取税のデータエントリー業務	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)及び軽油引取税のデータエントリー業務	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	II4委託事項3 ①委託内容	申告書等(自動車取得税、自動車税、軽油引取税)のパンチ入力によるデータ化	申告書等(自動車税「種別割・環境性能割」、軽自動車税「環境性能割」、軽油引取税)のパンチ入力データ処理	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月12日	II 4委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(対象となる本人の範囲)	自動車取得税、自動車税、軽油引取税に係る納税者	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)、軽油引取税に係る納税者	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	II 4委託事項4	自動車二税申告受付業務	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)申告受付業務	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	II 4委託事項4 ①委託内容	自動車二税に係る申告書受付、申告書と自動車検査証の照合	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)に係る申告書の受付・自動車検査証との照合	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	II 4委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(対象となる本人の範囲)	自動車取得税、自動車税に係る納税者	自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)、に係る納税者	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	II 4委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲(その妥当性)	委託先は、自動車二税申告受付業務を行うため、自動車取得税及び自動車税の納税者の情報を取り扱う必要がある。	委託先は、自動車税(種別割・環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の申告受付業務を行うため、各納税者の情報を取り扱う必要がある。	事後	対象税目名称の変更による軽微な修正
令和2年7月12日	III 2リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 (略)	・本人から個人番号の提供を求める場合は、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード(令和2年5月25日法改正以降有効なものに限る。以下同じ。)と運転免許証又は旅券等の書類で確認を行う。 (略)	事後	法改正による取扱いの変更であり、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 2リスク4 リスクに対する措置の内容	・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。 (略)	・県税事務所に来所する場合は、窓口で対面にて收受し、郵送の場合は、必ず郵便又は信書便を利用し、担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに送付してもらうよう周知する。 ・收受した書類については、施錠管理できる書庫に厳重に保管する。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 3リスク2 ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)	(略) ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。	(略) ・成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 ・ユーザーのシステムへのログイン状況について、アクセスログによる定期的な確認を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 3リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理(具体的な管理方法)	(略) ②失効管理 ・職員に異動等の事由が生じた場合は、システム管理者が異動情報を確認し、当該IDを失効させる。	(略) ②失効管理 ・職員に異動等の事由が生じた場合は、システム管理者が異動情報を確認し、当該IDを失効させる。 ③アクセス権限管理表の整理等 ・アクセス権限の管理表は人事異動のタイミングで追加・削除等の整理を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 3リスク2 特定個人情報の使用の記録(具体的な管理方法)	(略) ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・不正な操作が無いことについて、情報システム管理者が操作履歴により定期的なチェックを行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 3リスク3 リスクに対する措置の内容	(略) ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。また、業務外で使用しないよう仕様書に定め、各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させているほか、操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記し、契約を締結している。また、業務外で使用しないよう仕様書に定め、各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させているほか、操作履歴により定期的なチェックを行う。 ・受託業者の情報セキュリティ教育の状況について確認を行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 3リスク4 リスクに対する措置の内容	(略) ・操作履歴により定期的なチェックを行う。	(略) ・情報システム管理者および複数のシステム担当者が、操作履歴により定期的なチェックを行う。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 4 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限(具体的な制限方法)	(略) ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。	(略) ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 ・資料の運搬・保管等については施錠管理とし、業務従事者以外の閲覧等ができないように講じている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	III 4 特定個人情報の消去ルール	(略) ・データエントリにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。	(略) ・データエントリにおいて、委託先から提供した特定個人情報等を受領時には納品書等に数量を記載させ、引き渡し時との件数の整合性を確認している。 ・記録媒体は秋田県が提供する機材を使用し、運搬・保管には施錠等の措置を行わせている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月12日	Ⅲ4 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保(具体的な方法)	(略) ・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。	(略) ・また、再委託先を含む各従事者個人から個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 ・再委託先における特定個人情報の取扱いの状況についても、秋田県が必要に応じて随時調査できることとしている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	<税務総合システムにおける措置> ・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。 ・操作ログによるチェックができるようにする。 (略)	<税務総合システムにおける措置> ・ログインした職員の利用者権限によって、照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じて情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができるようにプログラム制御を行う。 ・操作ログによるチェックができるようにし、定期的に情報システム管理者および情報システム担当者によるチェックを行う。 (略)	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	<秋田県における措置> ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 (略)	<秋田県における措置> ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 (略)	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和2年7月12日	V1①請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・広聴班	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・文書指導班	事後	組織改正による軽微な修正
令和3年7月30日	Ⅱ6 ②保管期間	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)については、データ保管期間は、最大でも2年間としたハードウェア構成としているため、保管期間を2年間としている。	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 国税連携システム(eLTAX)についても、地方税法第17条の5の定める更正、決定等の期間制限内(7年)は、情報を保管する必要がある。データ保管期間は、認定委託事業者との取り決めにより、7年間としている。	事後	記載内容の追加で、重要な変更には当たらない。
令和3年7月30日	Ⅲ3リスク1 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・税務総合システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 (略)	・税務総合システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 (略)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和3年7月30日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの開覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(略) ・システムの使用にあたっては、静脈認証により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 (略)	(略) ・システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、業務員ごとにIDを割り当て、パスワードによる認証を行っている。 (略)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和5年7月21日	V1①請求先	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・文書指導班	秋田県総務部広報広聴課 情報公開・不服審査チーム	事後	組織改正による軽微な修正
令和5年7月21日	V2①連絡先	秋田県総務部税務課 税務電算班	秋田県総務部税務課 税務電算チーム	事後	組織改正による軽微な修正
令和6年12月6日	I2システム1 ①システムの名称	税務総合システム	税務総合システム(県税クラウドサービス)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	I2システム1 ③他のシステムとの接続	[ ]その他( )	[O]その他(国税連携システム(eLTAX))	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	I2システム2 ③他のシステムとの接続	[O]その他(中間サーバー、業務システム)	[O]その他(中間サーバー)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	I2システム5 ②システムの機能	(略) ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体に送付する、等の機能がある。	(略) ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。また、他の都道府県に対して当該データを回送する等の機能がある。	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	I3特定個人情報ファイル名	税務総合システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	I5個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 第16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表 第24の項及び第133の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	I6 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の28の項	番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条の表 第49の項	事後	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	(別添1)事務内容	略	略	事前	クラウドサービス導入による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	II 1 特定個人情報ファイル名	税務総合システムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 3 ⑦使用の主体(使用部署)	秋田県総務部税務課及び総合県税事務所	秋田県総務部税務課、総合県税事務所及び総合県税事務所各支所	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	II 4 委託の有無	5件	4件	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1	税務総合システム保守及び付帯業務	税務総合システム(県税クラウドサービス)運用維持管理業務	事後	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ①委託内容	税務総合システムの運用管理、オペレーション作業、システム監視、障害対応、操作支援等	税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用管理、オペレーション作業、システム監視、障害対応、操作支援等	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ②その妥当性	委託先は、税務総合システムの運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	委託先は、税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	税務総合システムの端末による直接操作のみ	総合行政ネットワーク(LGWAN)回線	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ⑦委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	委託先業者の名称変更による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	II 4 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託承認願いの提出を受け、税務総合システムの運用のため必要と認めた場合は承認する。	委託先から再委託承認願いの提出を受け、税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用のため必要と認めた場合は承認する。なお、秘密保持等について委託先と同等の一切の義務を遵守させる条件を付す。	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項2	(削除)	(委託事項3の記載内容を繰り上げ)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項2 ⑥委託先名	アポロ情報システムズ株式会社	アポロ情報システム株式会社	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	II 4 委託事項3	(削除)	(委託事項4の記載内容を繰り上げ)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項4	(削除)	(委託事項5の記載内容を繰り上げ)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	II 4 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LGWAN回線	総合行政ネットワーク(LGWAN)回線	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	II 4 委託事項5 ⑥委託先名	株式会社 TKC	株式会社 NTTデータ・アイ	事前	委託先業者の変更による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	II 5 1①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第72条の59	番号法第19条第10号	事後	根拠条文の見直しであり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	II 6 ①保管場所	<p>&lt;税務総合システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内の入退室管理が行われている部屋に設置したサーバー内に保管する。</li> <li>・室内への入退室には、IDと指紋認証により入退室する者の管理を行う。</li> </ul> <p>&lt;国税連携(eLTAX)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定委託事業者のデータセンター内に構築したサーバーに保管し、常時、有人監視を行っている。</li> <li>・サーバーが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</li> <li>・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施設管理を行っている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐため、サーバーに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施設管理を行っている。</li> </ul>	<p>&lt;税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターは国内にあり、委託業者により24時間365日有人監視・監視カメラでの監視を実施している。</li> <li>・県税クラウドサービスにアクセスできる環境への入室は、IDカード、指紋認証による多要素認証にて入室を制限し、入退室はすべて記録している。</li> <li>・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。</li> <li>・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。</li> <li>・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。</li> </ul> <p>&lt;国税連携(eLTAX)システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税共同機構が認定した委託先事業者所有のデータセンター内に設置され、認定委託先事業者の社員が24時間365日運用監視している。</li> <li>・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。</li> <li>・全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。</li> <li>・バックアップデータは、当該システム専用のNAS(Network Attached Storage)または磁気テープ媒体に保管している。</li> </ul>	事前	クラウドサービス導入による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	Ⅱ6 ②保管期間(その妥当性)	<税務総合システムにおける措置>	<税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅱ6 ③消去方法	<税務総合システムにおける措置>	<税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	略	略	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ2リスク1 個人番号の真正性確認の措置の内容	(略) 通知カードおよび運転免許証(略)	(略) 通知カードおよび運転免許証(略)	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	Ⅲ3リスク2 ユーザ認証の管理(具体的な管理方法)	・税務総合システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 ・税務総合システムにはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。(略)	・税務総合システム(県税クラウドサービス)及び国税連携システムの使用にあたっては、生体認証機能(顔認証)により端末を起動させ、職員毎にユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、アクセスに必要なパスワードについては、定期的に変更する。 ・税務総合システム(県税クラウドサービス)にはファイアウォールによるアクセス制御をし、登録された端末しか接続できないように制限する。(略)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ3リスク2 特定個人情報の使用の記録(具体的な方法)	・税務総合システムにおける特定個人情報ファイルへの操作履歴(日時、利用者、利用端末等)をログとして記録し、7年間保管する。(略)	・税務総合システム(県税クラウドサービス)及び国税連携システムにおける特定個人情報ファイルへの操作履歴(日時、利用者、利用端末等)をログとして記録し、7年間保管する。(略)	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ3リスク4 リスクに対する措置の内容	・システム管理者しか、特定個人情報ファイルの複製をすることができないよう制限を行う。 ・情報システム管理者および複数のシステム担当者が、操作履歴により定期的なチェックを行う。	・特定個人情報データベースについては、直接アクセスすることができないよう制限している。 ・使用PC端末については、庁内の専用ネットワークに接続しているほか、USBメモリ等については、使用不可の設定を行い、外部への接続を遮断している。	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	<税務総合システムにおける措置>	<税務総合システム(県税クラウドサービス)における措置>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ6リスク1 リスクに対する措置の内容	(略) 番号法別表第2及び第19条第14号(略)	(略) 番号法別表及び第19条第17号(略)	事後	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年12月6日	Ⅲ7リスク1 ⑤物理的対策(具体的な対策の内容)	<秋田県における措置> ①税務総合システムのサーバー及び周辺機器の設置場所は、指紋認証により入室管理がされている。また、システムの設置場所には、税務課のシステム担当職員が常駐し、部外者は立ち入りできない。 ②サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバー機器等に係る電源についても、無停電電源装置を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。(略)	<県税クラウドサービスにおける措置> ・サーバー及び周辺機器を設置しているマシン室は、施錠管理、ICカードと暗証番号による入室管理をしている。 ・委託先等がマシン室へ入室する際は、職員が立会いを行い、マシン室への電子記録媒体等の機器類の不要な持ち込みがないことを確認している。 ・マシン室には、監視カメラが設置されており、サーバーを格納しているラックも施錠管理している。また、マシン室は、免震構造になっており、サーバーを格納しているラックも耐震措置を施している。 ・サーバー及び周辺機器には予備電源を設置している。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・重要機械室は、入室管理システム(24時間稼働のカメラ)で侵入を検知している。 ・警備会社と契約しており、巡回警備がされている。 ・中央監視室でオペレーターが24時間常駐し、無人になることがない。 ・サーバーはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバーが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入室管理されている。 ・サーバー機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバーに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。(略)	事前	クラウドサービス導入による見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月6日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	<p>&lt;秋田県における措置&gt; ①全てのサーバー及び業務端末にウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行っている。 ②不正アクセス対策として、ファイアウォールを設置している。また、外部のネットワークとの間でアクセスできないように制御している。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;県税クラウドサービスにおける措置&gt; ・業務端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行っている。 ・業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。 ・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(マイナンバーネットワーク)を利用している。 ・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。 &lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt; ・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。 ・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。</p>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅲ7リスク1 ⑥技術的対策(具体的な対策の内容)	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅳ1監査 ①自己点検(具体的なチェック方法)	<税務総合システムの運用における措置>	<税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用における措置>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	Ⅳ1監査 ①監査(具体的な内容)	<税務総合システムの運用における措置>	<税務総合システム(県税クラウドサービス)の運用における措置>	事前	クラウドサービス導入による見直し
令和6年12月6日	V1④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事前	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	V1④個人情報ファイル簿の公表(個人情報ファイル名)	—	県税クラウドサービスデータベースファイル	事前	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない
令和6年12月6日	V1④個人情報ファイル簿の公表(公表場所)	—	県ホームページで公表	事前	法令改正による修正であり、重要な変更には当たらない